

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第14号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 指定管理者制度導入施設における物品現在高調査に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 6 月 29 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	備品台帳の不適切削除の是正及びチェック体制の改善を求めたもの クラフトパークの備品一覧に記載され、かつ実在している物品のうち、所管所属の備品台帳から約600件の物品が登録削除されており、その中には取得価格が100万円以上の重要物品も含まれていた。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、誤って削除した物品について備品台帳への再登録をされたい。 2. 教育委員会事務局は、今回の事案を重く受け止め、適正な物品管理の徹底に向けて職員への再教育の実施など所属内の意識向上を図られたい。 3. 教育委員会事務局は、登録の削除を行う際には、決裁手続の過程において書面により状況を確認するなど、複数人によるチェックや、備品台帳と備品一覧との差異を把握し是正できるよう、定期的に照合が適切に行える仕組みを構築されたい。	【1】誤って削除した物品については、再度現物確認を行った上で令和 8 年 3 月 31 日に備品台帳への再登録を完了した。 【2】会計規則に基づく適正な物品管理を徹底するため、物品の適正な管理について「物品管理マニュアル」のルール of 遵守と徹底を図るよう、指定管理施設担当職員のみならず、改めて所属内の職員へ令和 8 年 4 月 13 日に周知した。 【3】備品台帳の登録・削除に当たっては、複数人で現物確認を行った上で決裁手続を進めることを徹底する。また、備品台帳と備品一覧の差異を把握し是正できるよう、年 1 回、両者の照合を実施し、必要な是正を行う運用を定着させる。これらの取扱いについては、毎年度 4 月に関係職員へ周知することとし、令和 8 年度は 4 月 13 日に改めて周知し、チェック体制の強化を図った。	措置済	令和 8 年 4 月 13 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	備品台帳・備品一覧の整備について改善を求めたもの ・備品台帳に登録されている物品の現物が確認できなかった。 ・本市と指定管理者との帰属調整ができていないなど、備品台帳、備品一覧のどちらにも登録されていない物品があった。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、指定管理者施設が保管（使用）する物品について、会計規則等に基づき管理する必要があることを関係職員に周知徹底するとともに、年度区分の考え方等について、指定管理者と共有されたい。 2. 教育委員会事務局は、これまでに取得した物品について帰属調整が必要な場合は、指定管理者と早急に調整の上、現物に合わせて、正確な備品台帳及び備品一覧を整備されたい。今後は、現在高調査が漏れなく実施できるよう、整備が完了した備品台帳及び備品一覧の定期的な照合などの仕組みを構築されたい。	【1】指定管理施設担当職員に今回の事案について共有を行い、今後、同様の事案が発生しないよう再発防止の観点から改めて「物品管理マニュアル」の再確認と会計規則に基づく物品の管理を徹底するよう令和8年3月26日に周知を行った。また、クラフトパークの指定管理者及び関係する他の指定管理者へも令和8年4月10日に情報共有を行った。 【2】指定管理者と物品の帰属調整を行い、令和8年3月31日に、現物に合わせた備品台帳及び備品一覧の整備を完了した。 現在高調査が漏れなく実施できるよう、年に一度、備品台帳と備品一覧との整合性について確認を行い、差異がある場合には速やかにその原因について確認を行い、適切な物品管理をする仕組みを構築した。具体的には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」の業務チェックシートに年に1度の備品台帳と備品一覧の照合の項目を追加し、関係する他の指定管理施設も含め、令和8年4月10日に周知を行った。	措置済	令和8年4月10日
4	現在高調査の調査方法について改善を求めたもの クラフトパークでの現在高調査の実施状況を確認したところ、全件を確認しなければならないにもかかわらず、備品一覧に記載されている物品が約1,200件と多いことから、所管部署職員が50件から100件程度を抽出して、指定管理者とともに現物確認を実施していた。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、指定管理者施設においても会計規則に基づく物品管理が必要であることを関係職員及び指定管理者に周知するとともに、毎年度の現在高調査に当たっては、指定管理者施設で保管する物品と備品台帳に記載された物品の全件について確実に現物照合を実施できる仕組みを構築し、運用されたい。	指定管理施設担当職員に「物品管理マニュアル」の再確認を行うとともに、これまでの現在高調査方法を見直し、会計規則に基づく物品の管理を徹底するよう令和8年3月26日に周知を行った。また、クラフトパークの指定管理者及び関係する他の指定管理者へも同様に令和8年4月10日に周知を行った。 また、今後は現在高調査に当たっては、指定管理施設で保管する物品の備品一覧と本市の備品台帳に記載された物品の全件について、年に一度現物照合を行い、差異がないか確認することを徹底させる。万一、相違がある場合には速やかに現物確認を行うなど適切に物品の管理を行うことを徹底する。具体的には、「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」の業務チェックシートに年に1度の全件の現物照合の項目を追加し、関係する他の指定管理施設も含め、令和8年4月10日に周知を行った。	措置済	令和8年4月10日